

奨学金の返還を支援します

伊豆の国市Uターン促進奨学金返還支援補助金

市では、大学などに進学するため県外に転出した本市出身者のUターン促進を目的に、市にUターンし、就業などをしながら奨学金を返還する若者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金の概要

● 交付対象の奨学金

日本学生支援機構が貸与する奨学金

● 補助対象者

次のいずれにも該当する人

- ①本市に住所を有し、32歳以下（昭和60年4月2日以降生）であること
- ②本市出身者で、県外の大学などを卒業していること
- ③大学などを卒業した日から交付申請日までに、1年以上就業などをしていないこと
- ④交付申請日時点で就業などをしていないか失業保険を受けていること
- ⑤自らが貸与を受けた奨学金の返還を

行っていること

⑥奨学金の返済に対する助成を他から受けていないこと

⑦当補助金の交付決定を受けていないこと

⑧市の税金を滞納していないこと

⑨暴力団員の構成員などでないこと

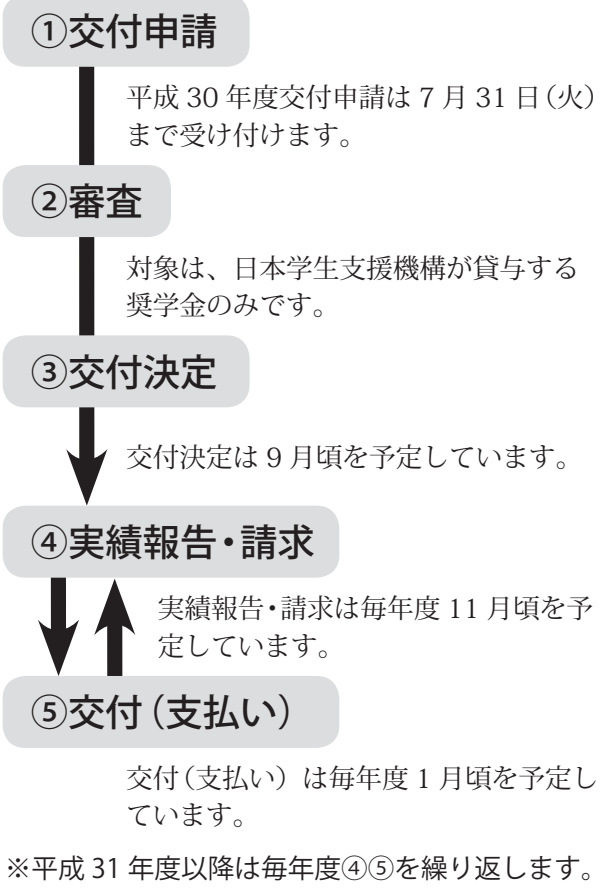
● 補助金額

1年度につき、交付年度の前年度10月～交付年度9月の間に返還した奨学金の金額（元金に限る）に相当する金額以内で、上限は3万6千円です。

● 補助期間

補助期間は、就業開始年度と市への転入年度の組み合わせで、最大7年間です。

補助金の交付を受ける手順



● 交付申請受付期間

平成30年度の申請は7月31日(火)まで受け付けます。

※詳しくは市HPをご覧ください。直接問い合わせください。

地元に戻って働こう!



☎ 055(948)1413
図 政策推進課

伊豆の国市空家等対策計画 を策定しました

☎ 地域づくり推進課 ☎ 055-948-1412

近年増加している管理不十分な空家の問題を解消するため、国は「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家特措法」）」を制定。市でも、平成30年3月に「伊豆の国市空家等対策計画（以下「空家等対策計画」）」を策定しました。

1. 空家等とは(空家等の定義)

空家特措法では「空家等」と「特定空家等」の2つの基準が示されています。

空家等／おおむね1年、未使用の建築物または附属工作物とその敷地

特定空家等／空家等のうち、放置すれば倒壊等著しく保安上危険なもの、衛生上有害となるおそれのあるもの、著しく景観を損なっているものなど

2. 空家に対する基本的な考え方

①所有者の責任

空家の所有者自身はその責任において的確に対応することが前提です。

②市の取り組み

今後も空家の増加が予想されるため、所有者の責任を明確化し、空家問題の解決に向けた方策に取り組みます。また、緊急時は、空家特措法や空家等対策計画などにに基づき、危険回避のための必要最小限度の措置を検討します。

3. 総合的な空家対策

①空家等の適切な管理の促進に関する事項

広報などで「空家等の適切な管理は所有者又は占有者の義務である」とことや他人に損害を与えた場合の責任について掲載し、所有者の責任の重さを周知します。

②特定空家等の発生または増加の抑制に資する施策

空家等の対策には、特定空家等を発生させない、増やさない施策が重要です。そのため所有者などによる空家等の適切な管理の促進のほか、景観計画と整合を図り、景観を損ねる空家等の発生抑制に努めます。

③空家等・空家除却後の跡地の利活用

空家等・空家除却後の跡地は、所有者などの意向と政策課題を照らし合わせ、利活用の方針を検討します。

4. 特定空家等に対する措置

①空家等の実態を把握するための情報収集

市では、平成28年度に実施した調査をもとに空家等のデータを整理し、対策を推進します。また、市民から提供される情報を積極的に収集します。

②管理が不適切な空家等の調査

地域住民から相談や苦情のあったものについては、必要な調査を行います。

③特定空家等の認定および判断基準

特定空家等の認定や対応は、周辺の被害状況や、その程度より判断するものとし、「伊豆の国市空家等対策推進協議会」に諮り認定します。

④特定空家等に関する措置

特定空家等と認定されたものについては、国のガイドラインや法第14条の規定などに従い、「助言又は指導」「勧告」「命令」「行政代執行」の順に必要な措置を講じます。

5. 市民などからの空家等に関する相談窓口

相談窓口を地域づくり推進課に設置しました。

6. 対策の実施体制

①空家等の対策に関する各課連携

空家等がもたらす問題は、市役所の複数の課が連携して対処すべき政策課題であり、関係する課が協力して対策を実施する必要があります。そのため、市役所内に「空家等対策調整会議」を組織しました。

②伊豆の国市空家等対策推進協議会の設置

計画の変更、特定空家等の認定および必要に応じた勧告、行政代執行の妥当性の審議を行うため、「伊豆の国市空家等対策推進協議会」を組織しました。

